

令和7年第2回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 令和7年 4月25日 午前10:00

○閉 会 午前11:01

○出席議員（18名）

1 番 菅原理恵子	2 番 鈴木壮二	3 番 藤原仁美
4 番 戸田俊樹	5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎
7 番 堀井克見	8 番 藤原典男	9 番 中川光博
10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄	12 番 石井和人
13 番 西村武	14 番 鏡仁志	15 番 菅原龍太郎
16 番 伊勢潤	17 番 佐藤敏雄	18 番 小林悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 佐々木渉
教 育 部 長 伊藤強	総 務 課 長 浅野幸一
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 内田倫雄
税 務 課 長 佐々木修	市 民 課 長 齊藤栄子
商工観光振興課長 鈴木和徳	都市建設課長 小玉大史
教育総務課長 菅原撰	文化スポーツ課長 畠山ひとみ

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 澁谷睦子
-------------	--------------

令和7年第2回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和7年4月25日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議席の指定（補欠選挙当選議員）
- 日程第 2 常任委員会委員の選任（補欠選挙当選議員）
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認について（令和6年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を定めること）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例及び潟上市入湯税条例の一部を改正する条例を制定すること）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること）
- 日程第 8 議案第38号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 同意第 2号 潟上市副市長の選任について

午前10時00分 開会

○議長（小林悟） おはようございます。

傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回潟上市議会臨時会を開会します。

会議に先立ちましてご報告いたします。

去る4月6日の潟上市議会議員補欠選挙において当選されました議員をご紹介します。私の方からお名前を申し上げますので、その場にてご起立くださるようお願いいたします。

佐藤珠樹議員です。

議事の進行上、新議員の仮議席を指定します。仮議席は、佐藤議員がただいまご着席の議席を指定します。

ここで鈴木市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

令和7年第2回潟上市議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、先般行われました潟上市長選挙において2期目の当選を果たし、市政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。市民の皆様には感謝申し上げますとともに、その責務の重さをひしひしと感じる次第であります。

市制施行20年の節目を迎えた本市を取り巻く環境は、依然として厳しく、進展し続ける人口減少や少子高齢化、市民生活を直撃している物価高騰問題など、まだまだ多くの課題や問題が山積しております。

私は、こうした状況下において、世代を越えた多くの方々が本市への愛着心を抱き、安全・安心に暮らしていくことができる潟上市の実現を目指し、謙虚な姿勢を常として、市民の皆様の信頼と期待に応えるべく、全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、格別のご協力とご指導を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

次に、このたびの臨時会においては、令和6年度潟上市一般会計補正予算の専決処分のほか2件の承認、議案として、潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について、工事請負契約の締結についての案件及び人事案件として、潟上市

副市長の選任についてご審議をお願いするものであります。

提出議案の説明に先立ち、所信の一端を申し述べます。

市長に就任して以来、私は進化する潟上の創造を目指し、ふるさと潟上の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」の3つの力の創造を重点施策の柱に据え、市民の皆様が幸せを実感し、誇りや生きがいを持って暮らせる魅力あふれるまちづくりを推進してまいりました。

この4年間、私が取り組んで来た成果は、4年連続での人口の社会増やふるさと納税による寄附額の大幅な増加といった、目に見える結果として現れており、進化する潟上の実現に向け、本市が着実に力をつけ、成長し続けているものと受け止めております。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展に加え、本市における著しい人口の地域偏在は、まさに人口減少社会を踏まえた喫緊の課題であると認識しております。また、複雑多様化する市民ニーズや市政課題に対し、これまで以上に市民との対話を重視し、スピード感を持って対応していくことで、持続可能な市政運営を可能としていくものであると強く感じているところでございます。

こうした考えの下、新たな任期においては、これまでの取組や成果を着実な成長につなげ、本市が更なる進化を遂げていくため、市政のトップとしての責任と自らの信念に基づき、全力で取り組み、市民の皆様から信頼される市政運営に努めるとともに、世代を越えた多くの方々が暮らし続けたい、暮らして良かったと感じ、潟上市への愛着心を抱けるよう、市政のかじ取り役として不退転の覚悟を持ち、ふるさと潟上のために誠心誠意力を尽くしてまいります。

次に、本日の提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の承認案件3件についてであります。

1件目の令和6年度一般会計補正予算（第9号）につきましては、特別交付税や寄附金等の額が確定したことにより、予算計上済額を超える分をそれぞれの基金に積み立てるのが主なものであり、令和7年3月28日付で専決処分したものであります。

次に、潟上市市税条例及び潟上市入湯税条例の一部を改正する条例と潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の改正を令和7年3月31日に専決処分したものであります。

続いて、議案についてであります。

潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、秋

田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、工事請負契約の締結について申し上げます。

鞍掛沼公園多目的広場人工芝改修工事の工事請負契約の締結案件については、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、潟上市副市長の選任について申し上げます。

令和7年5月21日付で副市長が任期満了となることから、地方自治法第162条の規定に基づき、議会のご同意を得ようとするものであります。

なお、提出議案の詳細につきましては、この後、担当部長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林悟） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめタブレット端末で配布したとおりであります。

【日程第1 議席の指定（補欠選挙当選議員）】

○議長（小林悟） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めます。

5番佐藤珠樹議員とします。

【日程第2 常任委員会委員の選任（補欠選挙当選議員）】

○議長（小林悟） 日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名します。

5番佐藤珠樹議員は、総務文教常任委員とします。

【日程第3 会議録署名議員の指名】

○議長（小林悟） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番菅原秀雄議員、12番石井和人議員を指名します。

【日程第4 会期の決定】

○議長（小林悟） 日程第4、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。2番鈴木議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、4月18日に、委員、正副議長、当局から説明員として総務部長、総務課長及び財政課長出席のもとに開催しております。

議会運営委員会では、本臨時会の提出予定議案、会期日程等を議題として協議いたしました。

本臨時会に当局より提出される案件は、承認案3件、条例案1件、契約案1件、人事案1件であります。

提出案件について当局より概要説明を受け、協議した結果、本臨時会の会期を本日1日と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林悟） お諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

【日程第5 承認第2号 専決処分の承認について（令和6年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を定めること）】

○議長（小林悟） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認について（令和6年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を定めること）を議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、ピンクの表紙の説明資料1ページをお開き願います。

本予算は、令和6年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月28日に専決処分したものでございます。

初めに、1、予算の規模でございます。

補正前の額186億2,796万円に補正額3億453万6,000円を追加し、補正後の額は189億3,249万6,000円でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が6,528万8,000円、一般財源が2億3,924万8,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

2、補正予算の内容でございます。

（1）の基金積立金3億198万6,000円は、特別交付税や寄附金等の額が確定したことにより、予算計上済額を超える分をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

参考までに、令和6年度末の財政調整基金の残高見込額は20億6,793万2,000円でございます。

(2) スポーツによる地域活性化プロジェクト応援金255万円は、企業版ふるさと納税を活用し、秋田県サッカー協会によるトレーニング施設整備事業を支援するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） このたび、クラブハウス、企業版ふるさと納税を活用して、それについてはいろいろと議論もあった中で、今回、事業を完了したということで良かったなというふうに思っております。

このたびの企業版ふるさと納税の利用の成果と効果とか、皆さん十分に感じていると思うんですが、市としてはどのように考えて、今後また何かあったら利用すべきと考えているかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（小林悟） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） 今回、市として企業版ふるさと納税を活用したこういった事業を初めて実施してございます。

企業版のふるさと納税によりまして、こういった地域に新たな投資が生まれたというのが、まず一つ大きいことだと思っております。こういったことで、いろいろなビジネスチャンスであるとか雇用、そういった人との交流、そういったものが十分生まれてきているものと感じております。

また、こうやって潟上市の知名度のこういった向上、いろいろマスコミ等にも出ておりますので、そういった面では非常に効果が今の段階で感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第6 承認第3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例及び潟上市入湯税条例の一部を改正する条例を制定すること）】

○議長（小林悟） 次に、日程第6、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例及び潟上市入湯税条例の一部を改正する条例を制定すること）を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の3ページをご覧ください。

承認第3号は、令和7年4月1日から一部施行されました令和7年度の税制改正等に係る改正法等が令和7年3月31日付で公布されたことに伴いまして、令和7年3月31日付で専決処分した潟上市市税条例及び潟上市入湯税条例の一部を改正する条例について、議会に承認を求めるものでございます。

条例の主な内容についてでございますが、特定親族特別控除を創設するものでございまして、特定扶養控除に関しまして扶養対象となる19歳以上23歳未満の扶養親族等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親族等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを設けるものでございます。

具体的には、年度末時点で19歳以上23歳未満の親族等の扶養控除額45万円でございますが、これまで扶養される親族等の合計所得金額が48万円であったものを95万円以下まで引き上げることとするとともに、参考欄に記載しておりますとおり、合計所得123万円以下までは逡減しながら一定の控除を受けられるようにするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 拡大するというところで控除のところね、それいいとは思いますが、19歳から23歳となれば大学に行ってる方も大勢いますし、それから、働いている方もいると思うんですが、働いている場合、所得があっても親の扶養親族としてこういう税金控除ができるのか、そこら辺の関係について伺いたいと思います。

○議長（小林悟） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） ただいまの質問にお答えいたします。

親の扶養になって働いている方についても、所得の要件がございますので、それによっても対象となる場合がございます。

今回まずちょっと説明あれでしたが、すいませんですが、今回条例改正に伴いまして影響となります人数といたしましては、今回令和6年の課税状況から試算しますと、大体新たに79名ほど増える見込みでございます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第7 承認第4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること）】

○議長（小林悟） 次に、日程第7、承認第4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定すること）を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） それでは、説明資料の4ページをご覧ください。

承認第4号は、令和7年4月1日から一部施行された令和7年度税制改正等に係る改正政令が令和7年3月31日付で公布されたことに伴い、令和7年3月31日付で専決処分した潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会に承認を求めるものでございます。

条例の内容についてでございますが、一つ目は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、医療分の課税限度額を65万円から66万円に、支援金分の課税限度額を24万円から26万円に改めるものでございます。

二つ目は、軽減判定所得の基準額を引き上げるもので、低所得者世帯に対する国民健康保険税の均等割額と平等割額の5割軽減及び2割軽減を拡大するものでございます。

5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 軽減判定所得基準額の引上げということで、7割、5割、2割の軽減の基準額が、いってみれば所得の少ない方が有利っていうか、喜ばしいことだと思うんですけども、それぞれ対象者がいるのかどうなのかということが一つと、それから、上のところの国民健康保険税の課税限度額引上げというのは、これはいってみれば収入が多い方のところの引上げが、こういうふう合計で3万円になるということの判断でいいのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

軽減判定所得基準額の引上げに伴い、5割軽減、2割軽減の世帯の合計が20世帯増えることとなります。影響額は、約98万円軽減されることとなります。

2点目の課税限度額の引上げは、医療分1万円、支援金分2万円、合計3万円を引き上げるものでありますが、対象世帯は延べ51世帯に影響があり、約67万円、市税が増収となる見込みであります。

なお、これについては、令和6年度の所得額で試算したものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） それぞれ世帯分かりましたけれども、この限度額というのは、やっぱり収入の多いところの部分が上がるっていうことになると思うんですけども、そこら辺の判断というのは、そういうことでよろしいですか。課税限度額の引上げ。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の3万円の引上げにより、例として、所得がある世帯主と所得がない妻、子ども2人の場合は、前回の106万円の場合は課税限度額を超える所得は約810万でしたが、今回の改正後の109万となりますと、約910万が課税限度額を超える所得となります。約100万円上がることとなります。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第8 議案第38号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第8、議案第38号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第38号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） それでは、説明資料の5ページをご覧ください。

議案第38号 潟上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、市において行う事務のうち、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和7年5月8日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 市の方で傷病手当金の支給に係る申請書の提出をやめると、受付をやめるということは、その該当する本人が直接、県の後期高齢者医療の方に郵送でもいいからやるということになるんですか。そこら辺のところ。もしくは、傷病手当金がまるつきりなくなるから、こういうふうになるとか、そこら辺の関係をお願いします。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合において条例の一部改正が行われております。傷病手当金について、令和5年5月8日から感染法上の位置付けが季節性インフルエンザと同様の5類感染症へ移行となっております。それから2年が経過することから、支給につ

いて期限が切れるということから、傷病手当金の条項を削除しております。それに伴い、市の条例の削除を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

【日程第9 議案第39号 工事請負契約の締結について】

○議長（小林悟） 日程第9、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案第39号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） それでは、説明資料の6ページをご覧ください。

議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、鞍掛沼公園多目的広場人工芝改修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてですが、契約の方法は条件付き一般競争入札、契約金額は1億5,477万円、契約の相手方は、秋田市土崎港西五丁目10番26号 長谷川体育施設株式会社秋田営業所 所長 田中広克でございます。

なお、次のページに概要図を掲載しておりますので、参考までご覧ください。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 条件付き一般競争入札ということで、どのような条件がついた入札なのかということと、あとは、この工事をやれる業者というのは、県内で何者ぐらいい

るのか、それから、入札参加した業者の数とか、そこら辺お願いします。

○議長（小林悟） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） 今回の入札は、条件付き一般競争入札ということで条件を付してございます。その条件といたしましては、今回は潟上市の入札参加名簿に登載されておりますのがまず一つ、それから、建設業法の舗装工事業の許可を受けていること、それから、主たる営業所又は従たる営業所を秋田管内、これは潟上市、秋田市、それから男鹿市及び南秋田郡でございます、そちらに有すること、あとは同種工事の施工実績として平成26年度以降、10年ですけれども、国または地方公共団体が発注した都市公園内の緑地広場及び改修工事の元請けとして工事を完成させた実績があるという条件を付して一般競争入札をしてございます。

それから、今回の対象となる業者数でございますが、この条件に当てはまる秋田管内に所在する業者につきましては、39者がございますが、実際に応札があったのは3者でございます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 人工芝、今回、フットボールセンターができてから初めての改修と思うんですが、ごめんなさい、何年経過してて、このたびの工事で今後、耐用年数がどのぐらいで、何年後また工事が必要かという見通しになるかというところについて、多分利用頻度にもかかわるとは思うんですが、お聞かせください。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） 前回初めて人工芝を設置したのが平成22年でございます。23年4月から供用開始しておりますので、約14年経過しております。今回、新しく敷いたものに関しては、耐用年数というのは、何年という形ではなくて使用頻度によって変わってきますので、一応10年から15年といわれていますけれども、使用頻度によってその辺は若干変わってきますので、10年から15年の間を目処に、また様子を見て検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 7番堀井です。

今、同僚議員からもるる質問あったわけですが、問題は、最近は劣化が進んで、以前

ほど、できた頃は相当頻繁に活用されていて、子どもたちの声なり元気な、私どもにも伝わっておりました。しかしながら、劣化が進んだせいも、サッカー人口の変化なのがよく分かりませんが、以前と比べて相当あそこのやっぱり稼働率、利用する状態が落ちているなど、一見見た感じね。今回それを解消すべく目的も持ちながらやるということなので、基本的にはサッカーのクラブハウスもできたりして、この地域そのものがサッカー熱が熱くなってきているということでもいいわけですが、問題は10年から十四、五年のスパンだということは今、担当部長の説明もあったんですが、今までの稼働、そして現在、そして将来にわたる費用対効果というものは、どういうふうな見込みをしているのか。新しくするということは前提でありますけれども、どういう層の方々が、どういう頻度で利用するかという、やっぱり周期的なビジョンというものがきちんとなければ、億単位の財政投資をするわけですから、やっぱりなかなか市民から理解を得られない部分も出てこないでもないというふうに思いますから、そこら辺のシミュレーションというのはどういうふうな見通しを立てているのかということをお答えいただきたいと思います。これが一点。

もう一つは、この提案書の中にもありますけれども、94.80となれば、3者が条件付きで入札に応札をして、それなりのパーセントテージかなというふうな感じは持ちますけれども、一番下段に契約が成立した日、令和7年9月30日予定と、今4月ですから、5、6、7、8、9、5か月後に正式に契約すると。じゃないですか、これね。工期ですか。契約が成立した日から、いつ頃契約されて5か月のスパンでかかるのか。場合によっては、9月の末となれば、かなり寒くもなってきますし、サッカー場そのものがね、フル活動できないような季節に入ってくるわけですから、当然、工事をするためには5か月ぐらいのスパンでかかるでしょうけれども、そこら辺のやっぱり業者さんの進め方等々についての打ち合わせというのはどういうふうになっているのか、なるべくやっぱり、どうせやるのであれば完結をし、そしてその人工芝のサッカー場を使ってもらおうというスタンスが私は大事なんじゃないかなというふうに思いますけども、そこらのいきさつというものをお知らせしていただきたいと思います。

あわせてですね、これが2点目、3点目は、夜間照明、外灯だすな。これが寿命等によって87パーセントも不点火、要するに壊れていると、点かないと。これ照明灯の用を成してないわけでありまして、これは別発注だというふうなことをここに記されているわけですが、これはまたそうすれば、この後に改めて予算を計上され、そし

て別発注、いわゆる議決の議を経て、そして事が進んでいくという捉え方をしなきゃならないのか。これだとするならば、これもまたいつ頃の時期に、どういうぐらいのスパンで、ものやろうとしているのか、予算等々も恐らく別発注とここで記載してあるとおりですから、どれぐらいの財政出動が伴うのか、それも今時点で分かる段階のものを明確にお示しただけであればありがたいと思います。この3点よろしくお願いします。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

利用頻度に関しましては、先ほどお話したとおり、平成23年4月に人工芝に改修してから、それまで陸上競技場と、あそこのフィールドの方の使用人数は約8,000人ぐらいでした。それが人工芝に改修したということで約3万5,000人ほどに増えております。そのままずっと3万人台を続けてきたんですけども、令和2年のコロナ禍の時に約2万人ほどに人数が減少しております。その後、だんだんまた増えてきて2万二、三千人ぐらいで推移しているんですけども、サッカー人口とか子どもの人口とかも減ってきているのかなとは思われますけども、その辺も含めて人工芝を新しく改修して、もう少し使いやすいような形にして、高校のサッカーとか中学校、小学校とかのサッカーを中心にいろいろイベント等を開催したいと考えております。

費用対効果は、一応収入の方は年間約150万ほどの収入がありますけども、当然経費には追いつかないような形にはなっていますけども、その辺、スポーツの振興と体力増強を考えて実施している事業でございますので、もう少し今後もイベント等を開催して人口等を増やしていきたいと考えております。

次に、照明灯のことですけども、照明灯の方も入札の方は、こちらの方と一緒に実施しております。議会に付すべき額が1億5,000万ですので、今回、照明灯の方は1億3,793万円で落札しておりますので、議会の方にはかからなくて、両方とも同時進行で事業の方は実施していくこととなります。

以上です。

○議長（小林悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 継続します。おおむね今、担当部長の説明で理解できたわけですが、やっぱりこれはやっぱり活動、使用されて、稼動してなんぼということなので、どうぞひとつ大いに潟上の子どもたち、あるいはサッカー人口なり、様々な催しに付して、とにかく頻度が上がるようにしていかないと費用対効果は上がらないということになるわ

けですから、その点、意を用いていただきたいということをお願いしたいと思います。

先ほどちょっと、年間150万ぐらいの使用料も入ってくるという部長説明ありましたが、当然公共のものでありますから、そう高くもいただけない、これも条例によって使用料等々決まっているわけですから、やむを得ないかなとは思いますが、たしかこの管理、公園全体の管理も含めて、民間の業者に委ねて、そして管理なり、あるいはまた等々の手入れをしていると思うんですが、これによってそれが変化するというのがあるのかなのか、その点をひとつお知らせいただきたいと思います。

3点目のこの外灯についてでありますけれども、1億5,000万からもぐれば1億3,000万だから今回はあえて議会側にはというふうなことでしたけれども、やっぱり一体のものでありますから、議決の部分は1億5,000万を超えるもの、1億3,000万というのはやっぱり結構な額ですから、やっぱり資料という形で、別途発注とかという紋切り型じゃなくして、こういうふうなことで併せて整備して、そして利便性を図るんだということの当局の姿勢として、そういう資料を私ども議会側に付して、そうしてやっぱり進めていくプロセスというのが私はやっぱり今後大事かなというふうに思いますから、今回はそれでいいわけですが、今後どういうふうなものの取組をしていくのか、そこら辺についてもちょっと、含みすぎで大変恐縮ですけれども、お答えいただければと思います。いかがですか。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまの質問の一つ目の指定管理の方についてでございますけれども、指定管理の方の作業については、同じ人工芝というふうなことで、外灯の方も同じですので、それを改修して新しくするというふうなことで、作業の内容の方は変わることはありません。

以上です。

○議長（小林悟） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） 今回、照明灯の工事につきましては、たしかに議決の要さない契約となります。ですが、公園のその長寿命化という、フットボール、陸上競技場の長寿命化という観点から、今回の資料に別枠ではございますけれども記載させていただきました。ちょっと小さくて見にくい、分かりにくい点はあったかもしれませんが、こういったことで、まず関連する事業として当局としてもまずご報告申し上げたもので、今後こういった説明責任は果たしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） ちょっと気になったんですが、金額は150万の使用料ということでしたが、指定管理業者がそれを一括して管理をすると。総括的に。で、この150万の使用料、サッカー場のね、フットサル場の使用料というのは、これ、市に直接入ってくるんだすっけが。それともまた、150万なら150万がその指定管理の業者さんの方に行って、プールされて、それでもって全体の指定管理料という形で向き合ってるのか、そこら辺ちょっと確認したいと思います。そのことだけひとつ。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

使用料、ほかにもいろいろ使用料、公園管理の方ではありますけども、業者さんの方で直接いただくという形になっています。で、業者さんの方が使用料の方の歳入の方は、業者に直接払うというふうな形で、業者さんの方でその部分、営業努力をして、人数を増やしたりというふうな形になってます。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） この人工芝の張り替え工事について、当初この人工芝をやるという時に、このトラックとフィールドのここの間に、ラグビーでもサッカーでも何でもそういうふうなことをやった場合、ブロックですか、あれで境界を作ってるから危ないということで、それをやらないで欲しいという要望もあの当時あったと思うんですけども、今回はその撤去をして、別の工法でやるということはあるんですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（小林悟） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えします。

陸上のトラックのコーナーのコンクリートだと思いますけども、そちらの方には手をかけないで、人工芝の張り替えだけとなっております。

以上です。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

【日程第10 同意第2号 潟上市副市長の選任について】

○議長(小林悟) 日程第10、同意第2号 潟上市副市長の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定及び潟上市議会運営基準67の規定により、副市長の退場を求めます。

(副市長 鎌田雅人 退場)

○議長(小林悟) 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

.....
午前10時50分 再開

○議長(小林悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長(鈴木雄大) それでは、議案説明資料の8ページをご覧ください。

同意第2号 潟上市副市長の選任についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第162条の規定に基づき、潟上市副市長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

候補者は、住所、潟上市飯田川和田妹川字平の下36番地2、氏名、鎌田雅人、生年月日、昭和35年7月9日でございます。

任期は令和7年5月22日から令和11年5月21日までの4年間でございます。

なお、本日、タブレットに配布した議案書の17-2ページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小林悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 副市長の選任を市長が求めたわけですがけれども、この4年間の副市長としての実績をどう市長は捉えているか、この方よりおらないのかどうか、選考された人数が何人がおった中、やっぱり現職の鎌田さんをお願いしたいと、こういう結果なのか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員のご質問にお答えいたします。

鎌田副市長のこれまでの4年間につきましては、私の代理での様々な会議への出席のほか、特に顕著な功績としては、やはり内部管理における様々な制度等の見直し、そうした形での組織再編、そしてまた職員の意識改革、こういった部分について非常にご貢献いただいたと判断しております。

今回、同意案件を提出した背景につきましても、こういった実績を踏まえまして、引き続き鎌田副市長をお願いしたいとの思いで今回提案した次第でございます。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 市長の説明は分かりました。ただですね、昨年从我々議員各位が常任委員会に必ず入るわけですが、総務文教常任委員会に出席されておった副市長並びに教育長が、去年から出席をされないということで、市長よりも担当の副市長や教育長からその総務文教に関するご意見の吐露がないわけです。そういう意味では、業務上、規則上、出る必要はないということになっておったとしてもですよ、出すべきが普通ではないかと、そういう意味では職務が100パーセント、前であつたら100パーセントだと思うけども、この1年間はそういう業務をなされてないということについて、やっぱり疑義を感じるわけです。その辺は市長の考えはどういうことであつたか、この際お聞きしたいと思います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 戸田議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の点につきましては、昨年度からそういった形になっておりますけれども、その分、本会議はもちろん私も出席させていただきますけれども、常任委員会等そういった場合、私が庁舎を不在になる場合等もございまして。そういった場合において、私の代わりにちゃんと市役所を見ていただくのが副市長という立場もございまして、総務文教委員会専従という形ではなくて、それぞれの委員会、当局として市長または副市長の説明が必要な場合には、それぞれの委員会にしっかりと出席するという体制で整備してお

りますので、我々執行部サイドとしましては、それに伴って副市長の仕事が少なくなつたとか、そういった認識はございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定されました。

副市長入場のために暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

.....
午前10時59分 再開

（副市長 鎌田雅人 入場）

○議長（小林悟） 休憩前に戻り、会議を再開します。

ここで副市長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。副市長。

○副市長（鎌田雅人） おはようございます。

ただいま、副市長の選任案件につきまして、ご同意をいただき、誠にありがとうございます。

微力ではありますが、鈴木市長の下、引き続き潟上市政発展のため、尽力してまいり所存であります。

議員の皆様には、これまで同様、ご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小林悟） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でございました。

午前11時01分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 菅 原 秀 雄

〃 署名議員 石 井 和 人